

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

（個票連番）	（項目名・資料名）	（変更等の区分）
4	国基準の90%に改定	7Pを訂正差替
8資料	年度別職員数と組織統廃合の状況	23Pの2として資料追加
9	特別職等の給与・報酬等の見直し	24Pを訂正差替
9資料	特別職人件費改定等に関する資料	25Pを訂正差替
16	電算システムの活用促進	43Pを見直し差替
29	収入役を置かない事務体制の構築	66Pを見直し差替
38	総合福祉センター	79Pの2として個票追加
39	文化体育総合施設	80Pの2として個票追加
41	鞍手町葬斎場	82Pの2として個票追加
42	鞍手町衛生センター	83Pの2として個票追加
45	学校用務員委託の廃止	87Pの2として個票追加

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）総括表

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署		
						17	18	19	20	21						
1 行政経営 の視点に よる危機 を克服で きる安定 した財政 基盤の確 立	1 歳入	1 収納率の 向上	1 税及び使用料・手数料 等の収納率の向上	1 目標収納率の設定	1							H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、学校教育 課	
				2 滞納処分の強化や民事手 続の実施	2								H17年11月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、下水道 課、学校教育課
				3 振替制度の利用促進	3								H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、水道課、 下水道課
		2 公平、公 正な受益 者負担	1 保育料の改定	1 国基準の 9 0 % に改定	4								H19年04月	H22年03月	財政	福祉課
			2 公共施設使用料の改定	1 施設使用料の有料化及び 減免規定の見直し	5								H17年11月	H18年10月	財政	社会教育課
		3 財源の確 保	1 企業誘致の促進と未利 用地の処分	1 企業誘致の促進と未利用 地の処分	6								H18年04月	H19年03月	財政	総務人権課、産業課、 まちづくり対策課
	2 歳出			4 各種補助 金の見直し	1 交付基準に基づく各種補 助金の見直し	7							H19年04月	H22年03月	財政	総務人権課、住民課、 保険課、福祉課、人権 推進課、産業課、社会 教育課、学校教育課
				5 人件費の 見直し	1 職員定数の見直し	1 適正な組織体制・人事配 置の合理化	8							H18年04月	H22年03月	財政
	2 特別職等の給与・報酬 等の見直し	1 特別職等の給与・報酬等 の見直し	9									H18年01月	H22年03月	財政	総務人権課	
	6 公共事業 等の見直 し	1 公共事業の見直し	1 公共事業（町単独土木事 業費）の抑制	10								H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課 建設課	
			7 経常経 費、投資 的経費の 見直し	1 扶助費及び報償費の見 直し	1 敬老祝金の支給対象者の 見直し	11							H18年04月	H22年03月	財政	保険課
		2 投資的経費の削減		1 投資的経費の削減	12							H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課、総務人権 課、建設課、産業課、 まちづくり対策課、福 祉課、学校教育課	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
2 透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	3 行政運営	8 事務事業の見直し	1 事務処理方法の改善 (効率的な行政運営)	1 職員提案制度の導入	13								H17年11月	H22年03月	行政運営	総務人権課				
				2 決裁規程の見直し	14										H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課		
				3 事務処理の一元化	15											H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	
				4 電算システムの活用促進	16											H18年01月	H19年03月	行政運営	総務人権課	
		9 行政評価の定着	1	行政評価の導入	17										H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
		10 行政サービスの向上	1 住民ニーズの把握	1 住民ニーズの把握	18											H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	
				2 住民の窓口サービス向上の推進	1 住民にわかりやすい案内図やサインの設置	19											H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課
					2 申請手続きの改善	20											H18年04月	H22年03月	組織機構	住民課、保険課、税務課、福祉課、水道課、建設課
					3 時間外窓口の設置	21											H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課
		4 協働	11 情報の公開と共有	1 行政情報の公表公開	22											H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	
	12 住民参画の推進		1 住民参画の推進	23											H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
	13 住民と行政との協働		1 住民団体の育成・支援	24											H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
3 地方分権 時代に柔軟に対応 できる組織編成と 人材育成の推進	5 組織機構	14 柔軟な組織の編成	1 組織・機構の改革	1 課室局の統廃合	25								H18年04月	H20年04月	組織機構	総務人権課				
			2 組織の運営方法の見直し	1 グループ制の導入	26										H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課		
			3 滞納整理する専門組織の設置	1 特別収納対策課の設置	27											H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
		15 職員配置の適正化	1 定員管理の適正化	1 業務量に応じた適正配分	28											H17年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
				2 収入役を置かない事務体制の構築	29												H18年06月	H22年03月	組織機構	総務人権課
			2 女性職員の積極的登用	1 女性職員の管理職登用	30												H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課
	3 人事管理制度の導入		1 異動希望自己申告制度の導入	31													H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課
		2 昇格資格試験制度の導入	32													H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
		16 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	33												H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	
	6 職員	17 人材育成の推進	1 人材育成基本方針の策定	34												H17年11月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
18 人事交流等の推進		1 広域的な人事交流・派遣の検討	35												H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課		

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署					
						17	18	19	20	21									
4 民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進	7 管理	19 施設の改善	1 施設の改修	1 施設改修計画の策定	36								H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、社会教育課、住民課、福祉課、建設課、学校教育課、産業課			
			20 施設管理の改善	1 施設管理の改善	1 利用申請等の改善	37									H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 社会教育課	
	8 運営	21 民間委託等の推進	1 指定管理者制度の導入	1 総合福祉センター -	38									H17年10月	H18年03月	施設	健康増進課		
				2 文化体育総合施設	39										H17年10月			H18年03月	
				3 大谷自然公園	40											H18年04月	H19年03月	施設	社会教育課
				4 鞍手町葬斎場	41											H17年10月	H18年03月	施設	住民課
				5 鞍手町衛生センター -	42											H17年10月	H18年03月		
			2 民間活用	1 剣第二・西川第二保育所の民営化の検討	43											H18年04月	H19年03月	施設	福祉課
				2 学校給食の民間委託	44											H18年01月	H18年12月	施設	学校教育課
				3 直営（業務委託の見直し）	1 学校用務員委託の廃止	45										H17年10月	H18年03月	施設	学校教育課 社会教育課
															H19年04月	H22年03月			
			22 統合、廃止及び用途の見直し	1 施設の統合	1 室木小学校と西川小学校の統合についての検討	46										H19年04月	H20年03月	施設	学校教育課
2 施設の存続・統合・廃止	1 鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討	47											H18年04月	H19年03月	施設	学校教育課			

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年4月7日訂正差替

1.連番	4	2.担当専門部会	財政専門部会						
		3.担当部署	福祉課						
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5.中分類	1	歳入							
6.小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担							
7.細分類	1	保育料の改定							
8.具体的改革項目	1	国基準の90%に改定							
9.実施概要	<p>町内の保育所入所児童数は、女性の社会進出の増加や景気の低迷による共働き世帯の増加により平成12年度以降増加している。一方、預かり時間が限られている幼稚園児は減少している状況である。全国的な流れから少子化に向かっていることは確かであり、今後、児童数の減少は避けておれないと思われる。</p> <p>保育所の運営状況は平成16年度決算において、歳出352,535千円に対し、歳入100,025千円でマイナス252,510千円である。そのうち交付税として約150,000千円補填されているが、残りについては町の負担となっており、今後、交付税措置の額が減少すると思われるので改定は必要である。</p> <p>保育料の改定については、平成10年4月1日の改定以降、改定されていない。平成10年度の国の改定では、所得税額または住民税額による階層区分を10階層から7階層へ移行していることから、国の基準と格差が生じている。また、年齢区分においても、2区分ではなく3区分で設定されており、調整の必要がある。しかし、7階層・3区分への移行は、国や、近隣市町村と比較してみると、階層・区分間の格差が大きく、保護者への急激な負担を緩和するためにも段階的な調整の必要があると思われる。</p> <p>これらのことから、平成21年度までに10階層から徐々に7階層へ改定することとする。また、近隣市町では国基準の90%までとしている市町村が多く、これらと均衡を保つため国基準の90%として改定を行う。</p> <p>改定を行うにあたっては、保護者への理解を求めため、鞍手町次世代育成支援行動計画に添って、延長保育や一時保育・休日保育・地域子育て支援など保育サービスの充実を図る。</p>								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月		
						12.到達年月	H22年03月		
						13.公表時期	実施期間終了後		
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、国基準の90%への到達率と、保育サービスの実施状況により評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	10,998	千円	
						内 訳	A 支出の削減		千円
							B 収入の増額	10,998	千円
C 支出の増額		千円							

年度別職員数と組織統廃合の状況

年度	職種	普通会計							企業会計等						合計	年度末退職者	統廃合の内容	統廃合後の課係数
		町長部局	議会	教委	農委	監査	小計	年度末退職者	水道	下水道	病院	老健	小計	年度末退職者				
17年度	行(一)	107	3	14	3	1	128	-2	11	6	11	2	30		158	-2	町長事務部局 1 2 課室 2 4 係 教育委員会 2 課 2 係 議会事務局 農業委員会事務局 水道事業 1 課 3 係 病院事業	
	行(二)	3		4			7						2		9	0		
	その他	28					28						139	20	159	0		
	計	138	3	18	3	1	163	-2	11	6	152	22	191	0	354	-2		
18年度	行(一)	106	3	14	2	1	126	-3	11	6	11	2	30		156	-3	町長事務部局 1 1 課室 2 3 係 教育委員会 2 課 2 係 議会事務局 水道事業 1 課 3 係 病院事業	
	行(二)	3		4			7	-2					2		9	-2		
	その他	28					28						139	20	159	0		
	計	137	3	18	2	1	161	-5	11	6	152	22	191	0	352	-5		
18年度 (10/1)	行(一)	107	3	13	2	1	126		11	6	11	2	30		156		学校教育課と社会教育課を教育委員会事務局に統合 1 特別収納対策課の新設 1 収入役事務の助役兼掌に伴い、収入役室会計係を総務課会計係	
	行(二)	3		4			7						2		9			
	その他	28					28						139	20	159			
	計	138	3	17	2	1	161		11	6	152	22	191	0	352			
19年度	行(一)	109	3	10	2	1	125	-10	15		11	2	28	-2	153	-12	建設課とまちづくり対策課を統合し都市建設課 1 産業課を産業経済課とし事務分担の見直し 上下水道事業とし水道課と下水道課を統合し上下水道課 1 保育所 2 所及び学校給食共同調理場の民営化 病院給食室完全民営化に伴い病院調理師を保育所調理師へ異動	
	行(二)	7					7	-3					0		7	-3		
	その他	28					28						149	22	171	0		
	計	144	3	10	2	1	160	-13	15		160	24	199	-2	359	-15		
20年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	住民課と保険課を統合し住民生活課 1 福祉課と健康増進課を統合し福祉健康課 1	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28						149	22	171	0		
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
21年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	前年度と同組織	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28						149	22	171	0		
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
22年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	前年度と同組織	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28						149	22	171	0		
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
増減率 (%)	行(一)	-9.3	0.0	-28.6	-33.3	0.0	-11.7	-15	36.4	-100.0	0.0	0.0	-6.7	-2	-10.8	-17	行(一) 1 7 名及び行(二) 5 名 合計 2 2 名の退職不補充による減員を図るが、病院事業 1 0 名及び介護老人保健事業 2 名 合計 1 2 名の欠員補充を行なうため、計画実施による減員は、1 0 名となる見込。(病院事業から町長事務部局への調理師 2 名の異動を含む。)	
	行(二)	33.3		-100.0			-42.9	-5					-100.0	0	-55.6	-5		
	その他	0.0					0.0	0					7.2	10.0	7.5	0		
	計	-6.5	0.0	-44.4	-33.3	0.0	-11.0	-20	36.4	-100.0	5.3	9.1	4.2	-2	-2.8	-22		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年4月7日訂正差替

1.連番	9	2.担当専門部会	財政専門部会					
		3.担当部署	総務人権課					
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	2	歳出						
6.小分類（基本目標）	5	人件費の見直し						
7.細分類	2	特別職等の給与・報酬等の見直し						
8.具体的改革項目	1	特別職等の給与・報酬等の見直し						
9.実施概要	<p>特別職の給与や報酬は、町長が条例を改定する場合、議会に提出しようとするときにあらかじめ、特別職報酬等審議会に諮問をし、その答申に基づいて改定されているものであるが、この審議会を2年に1回の定期的な開催とし、その時々的人事院勧告や近隣の市町村及び県内の動向を見極めながら改定の必要の有無などを検証する。</p> <p>平成17年12月8日付け特別職報酬等審議会答申に基づく改定により、見直しを行う。</p> <p>なお実施期間中の削減目標額は、特別職報酬等審議会答申に基づく改定による効果額、収入役事務を助役が兼掌することによる効果額及び議会議員定数の減員による効果額を合算した財政的效果額とする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年01月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		106,678 千円
						内 訳	A 支出の削減	106,678 千円
	B 収入の増額	千円						
	C 支出の増額	千円						

特別職人件費改定等に関する資料

(報酬等審議会答申に基づく改定、収入役事務の兼掌及び議会議員定数の減員による財政的效果額)

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	説明
四役	現行	47,077	47,077	47,077	47,077	47,077	235,385	特別職報酬額等審議会答申により平成18年1月1日改定 町長 7% 助役 5% 収入役 4% 教育長 3%
	改定後	46,685	35,721	34,386	34,386	34,386	185,564	
	差額	-392	-11,356	-12,691	-12,691	-12,691	-49,821	
議会議員	現行	71,875	75,683	76,235	76,235	76,235	376,263	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 議長等 2%
	改定後	71,875	74,365	59,770	57,586	57,586	321,182	
	差額	0	-1,318	-16,465	-18,649	-18,649	-55,081	
非常勤	現行	30,766	30,766	30,766	30,766	30,766	153,830	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 非常勤特別職等の報酬額等 1.5%
	改定後	30,766	30,322	30,322	30,322	30,322	152,054	
	差額	0	-444	-444	-444	-444	-1,776	
合計	現行	149,718	153,526	154,078	154,078	154,078	765,478	
	改定後	149,326	140,408	124,478	122,294	122,294	658,800	
	差額	-392	-13,118	-29,600	-31,784	-31,784	-106,678	
説明		【四役】 報酬等審議会の答申による四役の改定分3月分の減額分 【議員】 議員数16名分(欠員1名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 欠員補充による増額(議員数17名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名 13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名 13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名 13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年1月16日見直し

1. 連番	16	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し						
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）						
8. 具体的改革項目	4	電算システムの活用促進						
9. 実施概要	<p>現在の電算システムは、増大する事務量の対策として平成13年に導入し、事務処理に活用してきたところである。</p> <p>現在は、職員に1台のパソコン端末を配備。庁内LANの整備により、情報の共有等、幅広く利用され、事務の省力化にも大きな効果が認められる。</p> <p>そこで、電算システムの能力を最大限に引き出すため、平成18年1月から情報管理係を主体として有効活用のための調査に取り組み、随時作業を行うこととする。また、平成18年度に予定されている電算システムの能力アップに併せ、事務の簡素化・効率化をより一層推進することとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月	
						12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、活用促進されると認められる案件の処理状況により評価する。					15. 財政的效果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年5月19日見直し

1.連番	29	2.担当専門部会	組織機構専門部会					
		3.担当部署	総務人権課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7.細分類	1	定員管理の適正化						
8.具体的改革項目	2	収入役を置かない事務体制の構築						
9.実施概要	<p>収入役は、現金・物品の出し入れや保管などの会計事務に関して、町長から独立した権限を持つ最高責任者であるが、総務省は行財政改革の一環として、2004年5月、地方自治法の一部を改正し、町村のみならず人口10万人未満の市も収入役を置かず、長又は助役が収入役の事務を兼掌することができることと定めた。</p> <p>また、IT（情報技術）化に伴う出納業務の簡素化などから、この法律の改正により、収入役事務を、長又は助役が兼掌する自治体が全国でも増えている。</p> <p>このことから、平成17年度に策定した集中改革プランでは、平成18年5月20日の収入役の任期満了後は、助役が収入役事務を兼掌することとしていたが、地方自治法が改正、平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日からは、特別職の収入役は廃止され、一般職の会計管理者を設置することとなったため、助役による兼掌もできないこととなった。</p> <p>改正後の地方自治法では、経過措置として、公布の日から施行日の前日までに収入役の任期が満了する場合又は収入役が欠けた場合においては、収入役を選任しないことができるものとされており、この場合、規則で定める吏員がその職務を代理することとなる。</p> <p>よって、収入役の任期満了後は、助役による収入役事務の兼掌も可能であるが、これによらず平成19年3月31日まで収入役職務代理者を置く方が、同年4月1日以降設置する会計管理者への移行を、業務に支障なく行うことができるので、具体的改革項目の実施概要等を見直し、収入役を置かない事務体制を構築するものとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年06月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 （評価の方法）	<p>実施期間終了後、出納業務の状況及び収入役を置かない事務体制における効果を、評価する。</p> <p>収入役を置かないことによる財政的效果額については、個票連番9「特別職の給与・報酬等の見直し」の財政的效果に含めて計上する。</p>					15.財政的效果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	38		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		健康増進課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	1	総合福祉センター					
9.実施概要	<p>この項目は、第3次行政改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手町総合福祉センター（くらの郷）は、平成10年度から平成12年度にかけ建設された、比較的新しい施設であり、現在、その管理・運営は鞍手町社会福祉協議会が行っている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、風呂等の利用料金収入が約21,300千円であるのに対し、管理費として約53,536千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	平成21年度終了後
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		9,366 千円
					内 訳	A 支出の削減	187,376 千円
						B 収入の増額	0 千円
						C 支出の増額	178,010 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	39		2.担当専門部会		施設専門部会			
			3.担当部署		社会教育課			
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類	1	指定管理者制度の導入						
8.具体的改革項目	2	文化体育総合施設						
9.実施概要	<p>本施設は、昭和50年～60年にかけて設置された、近隣に類のない複合施設であり、体育協会、美術協会等をはじめとする各種団体の生涯学習、社会体育、体験活動等の幅広い活動の拠点となっている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、利用料金収入が約6,000千円であるのに対し、管理料として約21,000千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	平成21年度終了後	
14.指標 （評価の方法）						15.財政的效果 （再掲） A+B-C		3,675 千円
						内 訳	A 支出の削減	73,500 千円
							B 収入の増額	0 千円
							C 支出の増額	69,825 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	41		2.担当専門部会	施設専門部会			
			3.担当部署	住民課			
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	4	鞍手町葬斎場					
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町葬斎場についての維持管理として、火葬炉点検・夜間警備・消防設備点検・自動ドア点検・燃料費等で、年間5,706千円の支出をしている。</p> <p>また、葬斎場全般の管理者として嘱託職員を2名、葬斎場内外の清掃作業員を2名雇用し、年間10,164千円の支出をしており、葬斎場全体の維持管理費の総額は、15,870千円の支出となっている。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	平成21年度終了後
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		2,779 千円
					内 訳	A 支出の削減	55,545 千円
						B 収入の増額	0 千円
						C 支出の増額	52,766 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	42		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		住民課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	5	鞍手町衛生センター					
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町衛生センターについては、全面の管理委託を行っており、平成16年度の施設の運転・操作・点検整備等として委託費43,459千円を支出している。また、その他の維持管理として、火災報知器点検・自動ドア点検・薬品購入・燃料費等で、年間22,608千円を支出している。</p> <p>衛生センター全般の管理者として嘱託職員を1名雇用し、年間経費としては、2,480千円を支出しており、これらをまとめた衛生センター全体の維持管理費の総額は、68,547千円となっている。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	平成21年度終了後
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		11,998 千円
					内 訳	A 支出の削減	239,915 千円
						B 収入の増額	0 千円
						C 支出の増額	227,917 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	45	2.担当専門部会	施設専門部会					
		3.担当部署	学校教育課					
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類	3	直営（業務委託の見直し）						
8.具体的改革項目	1	学校用務員委託の廃止						
9.実施概要	<p>現在、小学校6校、中学校2校、高校1校の計9校で用務員委託を行っており、経費としては、用務員委託料及び光熱水費等で年間20,000千円を支出している。</p> <p>警備保障会社に警備を委託した場合は、経費見込みで約7,000千円となり、大幅な削減効果が見込まれ、また、用務員が行っている施設の管理についても対応が可能である。</p> <p>よって、平成18年度を準備期間として、平成19年度から警備保障会社による管理へ移行することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	平成21年度終了後	
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		39,000 千円
						内 訳	A 支出の削減	60,000 千円
							B 収入の増額	0 千円
							C 支出の増額	21,000 千円